

## 令和5年度 学校経営計画及び学校評価

## 1 めざす学校像

～地域における知的障がい教育・支援教育の充実のために～

- 1 本人・保護者・地域社会の願いや期待に応える学校
- 2 全教職員の教育実践力及び専門性の向上を常に追求し続ける学校
- 3 障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として育てる学校

## 2 中期的目標

## 1 「インクルーシブ教育システムの構築」を進め、保護者や地域に信頼され危機に強い学校づくりを進める

- (1) 地域における支援教育の「センター校」としての機能を発揮する。(自立活動・支援部、研究部、各学部、首席)
  - ア 「支援教育ナビセンター：地域支援室」の効果的運用をおこなう。
  - イ 地域の支援教育の充実のため、高校学校、私立学校を含む学校園への支援を推進する。
  - ウ 市町教委や地域にある施設等関係機関との連携を深める(市町教委研修会、就学支援委員会等への協力。医療機関との連携)。
- (2) 組織的・効率的な学校運営を進める。(各校務分掌、各学部、アレルギー検討委員会、PTA、首席)
  - ア 教頭、首席を中心とした自主的で自律的な学校運営となるような教職員集団の育成をめざす。
  - イ 次代の管理職・ミドルリーダーの育成に努める。
- (3) 児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう環境整備を進める。(健康教育部、生活指導部、防災委員会、PTA、各学部、首席)
  - ア 感染症等を含む災害時の迅速な情報提供・収集のための、SNSの一層の活用を進める。
  - イ 不審者対応、デイサービス送迎、登下校などの安全確保態勢を一層強化する。
  - ウ 教職員がよりの確な判断力と行動力を高めるため、実践的で体験的な内容で防災訓練、避難訓練を実施する。
- (4) 様々な課題を抱える児童生徒の支援に向けて、子ども家庭センターや市町村関係部局、福祉機関との一層の連携を進める。(自立活動・支援部、進路指導部、各学部)
  - ア 児童生徒の課題について学部を超えて情報を常に共有し、きめ細かな実態把握と専門人材等との連携を踏まえた支援を行う。

## 2 魅力ある授業づくりと障がいの状況に応じた指導力の充実・向上を図る

- (1) 1人1台タブレット、大型テレビ、プロジェクターなどのICT機器を活用した教育を充実・推進する。(総務部、情報部、各学部、首席)
  - ア 各ホームルーム教室のICT環境整備を進め活用を促進する。(情報部、総務部、各学部、首席) ※R6指標：全教室に提示装置配備 R4:93.6%
  - イ 魅力的な教材教具開発とともに、ICTを効果的に活用した授業の研究を推進する。(研究部)
- (2) 「指導と評価の年間計画(シラバス)」を軸に、高槻支援学校が培ってきた一貫した教育実践を継承し、さらに深化させる。(新設)
  - ア 児童生徒一人一人に応じた自立活動を充実させ、児童生徒の豊かなコミュニケーション環境を整える。(新設)
  - イ エビデンスを基にした教育を推進しながら、授業に集中できる授業づくり、適切なかわり方を追究する。
- (3) 経験年数の少ない教員へのOJT環境を充実させ、学校全体としての専門性の維持・向上をはかる。(研究部、各学部、首席)
- (4) 「魅力ある授業づくりは教職員の健康から！」をスローガンに、「働き方改革」を一層推進する。(教務部、労働安全衛生委員会、運営委員会、各学部、首席、管理職)
  - ※ 教育庁から示されている働き方改革10項目すべてを円滑に実施する。
  - ア すべての教職員が相互に助け合い資質を高め合う、同僚性の高い職場環境づくりに努める。

## 3 卒業後の支援のある自立生活をめざした小学部からのキャリア教育の推進を図る

- (1) 小学部の段階から、障がいの特性や発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。(進路指導部、健康教育部、生活指導部、自立活動・支援部、教務部、各学部、首席、キャリア教育委員会、コース制検討委員会、性に関する指導委員会)
  - ア 主体的に社会参加し、自立した生活を営むために必要とされる基礎的体力、態度や能力と、豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育を推進する。
  - イ 児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動などを通じて「自己肯定感」、「自己有用感(必要とされている自分の発見)」を高められる教育を推進する。
  - ウ キャリア教育の視点から、継続性や系統性を重視しながら小学部・中学部から高等部までのカリキュラムを見直す。
- (2) 児童生徒が卒業後に生き生きと輝ける共生社会の実現に向けた取組みを推進する。
  - ア 人権尊重の社会づくりを進めるために、あらゆる教育活動において人権教育を計画的、総合的に推進する。(人権教育委員会)
  - イ 交流及び共同学習や、地域の取組みへの参画などを通じて、地域における障がい者理解を推進する。(地域連携部、各学部、首席)

## 【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

## 3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標 [R4年度値]	自己評価
1 保護者や地域に信頼され危機に強い学校づくり	(1) 地域支援のセンター機能の発揮	(1) ア 高等学校、私立学校への支援を進める。 イ 地域の医療機関等との連携をすすめる。	(1) ア 高等学校からの要請に応じた支援を重点的に実施する。(年間3件以上継続) イ 医療機関との連絡会議を開催する。[新]	
	(2) 組織的・効果的な学校運営	(2) ア 首席が複数の分掌を管轄し、首席間の密な連携を図ることで校務を円滑に運営する。 イ 校務分掌内の連絡に ICT を活用する。	(2) ア 首席間でグループウェア等を用いて情報共有を行う。[新]。 イ すべての分掌がグループウェアを活用した情報共有を行う。[新]	
	(3) 安全安心な環境整備	(3) ア 緊急時の迅速な情報収集・提供のため、日常的に SNS の一層の活用を進める イ 不審者対応、デイサービス送迎、登下校などの安全確保態勢を一層強化する。 ウ 実践的で体験的な内容で防災訓練、避難訓練を実施する。	(3) ア SNS 連絡網の活用を一層促進する。(学校からの発信: 1200件) [1204件] イ 校内の駐車スペースの活用と放課後等デイサービス送迎車の誘導、下校方法の態勢を改善する。 ウ 年間2回実施(うち1回は、例年と異なる想定や形態)	
	(4) 関係機関との連携	(4) ケース会議を組織的に開催するなど、地域の行政や福祉と密接に連携した支援を進める。	(4) ア 全校保護者を対象として、地域の相談支援事業所から相談員を校内に招いた相談会(出張相談)を分掌が共同して開催する。(20件以上) [20件] イ 各部コーディネーターと首席がすべてのケースを把握するとともに、定期的に管理職、首席、部主事が会議を持ち、児童生徒にかかる情報を共有し方策を検討する。(年間40回) [新規]	
2 魅力ある授業づくりと障がいの状況に応じた指導力の充実・向上	(1) 1人1台タブレットなど ICT 機器の活用	(1) ・各教室の ICT 環境整備を進める。 ・授業における ICT 活用を促進する。	(1) ・特別教室を含むすべての教室に TV 等の提示装置を設置する。(100%) [93.6%] ・すべての授業において、ICT 機器を活用し、アクションプラン活用アンケートでの教員の回答率を 80%以上とする。[81.1%]	
	(2) シラバスの充実	(2) エビデンスに基づく指導、シラバスの充実に向けた取組みを進める	(2) エビデンスに基づく指導とシラバスの充実をテーマにした職員研修会を実施する。[新]	
	(3) 専門性の維持・向上	(3) 経験年数の少ない教員への OJT 環境を充実させる。	(3) ・初任者の学部間交流を実施する [年間1回] ・授業力の向上と、経験の少ない教員の OJT を促すため、教員相互の授業観察の機会を年10回以上設定する。(継続) [10回]	
	(4) 働き方改革	(4) ・全校一斉定時退庁日を週に1回設定する。 ・欠席連絡等の SNS 活用を一層促進し、時間外の電話を自動応答にする。	(4) ・設定日においてに18時までに全員が退庁した日を10日 [0日] ・SNS 連絡網の活用を一層促進する。(保護者からの発信: 6000件) [5905件]	
3 卒業後の支援のある自立生活をめざしたキャリア教育の推進	(1) キャリア教育の推進	(1) ア 児童生徒の性に関する指導を実施する。  イ 高等部1年次より、卒業を見据えた取組みを進め、生徒の自己実現を支える進路指導を行う。 ウ ・卒業生のアフターケア及び定着支援を行う  ・小学部段階から、児童生徒の障がいの特性や発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。	(1) ア 今日的な課題に対応した内容で、性に関する指導(授業)を実施する。(全学部全学年3回ずつ)  イ 6月に実施する3年生の進路懇談の希望をもとにした進路先の実現率を90%以上とする。[97%]  ウ ・夏季休業中に、元担任等による進路先訪問を実施する等の取組みを進め、半年後の定着率を、90%以上を維持させる。[97%] ・校内の教職員が校内で一貫したキャリア教育に対する視点を共有できるよう、キャリア教育だよりを発行(年3回)する。[3回]	
	(2) 共生社会の実現に向けた取組み	(2) ア 人権尊重の社会づくりを進めるために、あらゆる教育活動において人権教育を計画的、総合的に推進する。  イ 交流及び共同学習や、地域の取組みへの参画などを通じて、地域における障がい者理解を推進する。	(2) ア ・人権啓発研修会を年に2回設定する。[1回]  ・T-net による授業を、小学部、中学部を含む全学部で実施する。(年16回以上) [17回] イ ・希望するすべての児童生徒の居住地校交流を1回以上実施する。[希望者すべてに実施] ・高槻福祉展など、地域のイベントの開催に学校として参画する。(年間に3つの企画)	